茅ヶ崎市庁舎管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和８年２月２０日

茅ヶ崎市長　佐　藤　　光

茅ヶ崎市規則第２号

茅ヶ崎市庁舎管理規則の一部を改正する規則

茅ヶ崎市庁舎管理規則（昭和４９年茅ヶ崎市規則第２６号）の一部を次のように改正する。

第１０条第１項中「次の各号の１」を「次」に改め、同項ただし書中「ただし、」の次に「地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２３８条の４第７項の規定による許可を受けてする行政財産の使用に係る行為その他」を加え、同項第１号中「これ」を「これら」に改め、同項第２号中「けんすい幕」を「懸垂幕」に、「これ」を「これら」に改め、同項第３号中「配布し」を「配布し、」に改め、同項第５号中「主催する集会又はこれに類する行為をする」を「主催して集会を開催し、又は集団で庁舎に入る」に改め、同項第６号中「掲げる」の次に「ものの」を加え、同条第２項中「規定により」を削り、「庁舎使用許可申請書」を「庁舎内行為許可申請書」に、「申請し、許可を受けなければ」を「申請しなければ」に改め、同条第３項中「規定による」を削り、「あたり」を「当たり」に改め、「ときは、」の次に「管理上必要な」を加える。

第１２条中「次の各号に掲げる１に該当する者又はそのおそれが明らかである者に対し、」を「次の各号のいずれかに該当するときは、同項の」に、「行為の禁止」を「その行為を禁止し、」に改め、同項各号を次のように改める。

(1) 第１０条第１項の許可を受けている者（以下この項において「許可行為者」という。）が第１０条第３項に規定する条件に違反したとき。

(2) 許可行為者が前条の規定に違反し、又は違反するおそれがあると認められるとき。

(3) 許可行為者が偽りその他不正の行為により第１０条第１項の許可を受けたとき。

(4) 災害その他やむを得ない理由により緊急の必要が生じたとき。

第１２条に次の１項を加える。

２　市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、その行為を禁止し、若しくは退去を命じ、又は当該物件の撤去を命じ、撤去しないときは、自らこれを撤去することができる。

(1) 第１０条第１項の許可を受けないで同項各号に掲げる行為をしたとき。

(2) 前条の規定に違反し、又は違反するおそれがあると認められるとき。

(3) 地方自治法第２３８条の４第７項の規定による許可を受けている者が、茅ヶ崎市市有財産規則（平成１１年茅ヶ崎市規則第４９号）第１８条第３項の規定により当該許

可に付された条件に違反したとき。

附　則

この規則は、令和８年４月１日から施行する。